

## 人工芝用充てん材（ゴムチップ）の安全性に対するの当社見解につきまして

一部メディアで報道されております、『米政府による人工芝の充てん材に用いるゴムチップの安全性についての調査開始』に関しまして、当社ロングパイル人工芝【ドリームターフ】の充てん材に使用しておりますゴムチップの安全性につきまして、当社見解をご説明させていただきます。

### 米政府の発表内容

2016年2月12日、米消費者製品安全委員会（CSPC）は環境保護局（EPA）疾病対策センター（CDC）と共同で、人工芝の充てん材の原料として使用されている廃タイヤに含有されている化学物質の危険性について、調査を開始すると発表がございました。

### 当社製ゴムチップ入り人工芝の安全性について

当社では人工芝に使用するすべての原材料について、第三者機関による土壌汚染対策法に基づく試験を実施しております。

充てん材に使用しておりますゴムチップにつきましては、土壌汚染対策法が規定する地下水等経由の摂取リスクと直接摂取リスク防止の分類において、同法が設定する26物質の土壌溶出基準を満たしているか「溶出試験」を実施しております。また直接摂取リスクに関し同法が設定する9物質について「含有試験」を第三者機関にて実施しており「溶出試験」「含有試験」共に鉛をはじめとする重金属など土壌汚染対策法の基準内であることを確認した安全な材料を使用しております。

当社は2001年よりゴムチップを充てん材とするロングパイル人工芝を開発し、その後数多くの現場でご採用いただいておりますが、今までゴムチップによる健康被害に関する事例は承知しておりません。しかしながら、今後ともより安全な製品を提供し続けるため、引き続き各種関係機関の動向を見守ると共に、見解等の調査を継続してまいります。

### ■試験内容と結果

試験内容	試験方法	試験結果	試験機関
土壌汚染対策法に基づく溶出試験	検液作成方法及び分析方法は平成15年3月環境省告示第18号にもとづく	分析項目26物質に関し溶出量基準値以下（検出無し）	㈱日環サービス
土壌汚染対策法に基づく含有試験	検液作成方法及び分析方法は、平成15年3月環境省告示第19号にもとづく	分析項目9物質に関し含有量基準値以下（検出無し）	㈱日環サービス

・土壌汚染対策法では、溶出量基準値と含有量基準値が定められています。

溶出試験…土壌中の有害物質が地下水へ浸透した場合、その地下水等を摂取することによるリスクに対して設定されています。

その地下水を2リットル/日、一生涯に渡って飲み続けても健康影響が現れない濃度を基準値としています。

含有試験…土壌を直接摂取した場合、口から胃→腸で吸収され体内で蓄積されるリスクを考慮して設定されています。

その土壌を、大人100mg/日、子供200mg/日を一生涯に渡って摂取し続けても健康影響が現れない濃度を基準値としています。

■当社ロングパイル人工芝の断面構造



■本件についてのお問い合わせ先

積水樹脂株式会社 スポーツ施設事業部

TEL 03-5400-1802 FAX 03-5400-1804